



櫨畑（1913） 松田諦晶

出典：青木繁・坂本繁二郎生誕120周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）



櫨畑（1913） 松田諦晶

出典：青木繁・坂本繁二郎生誕120周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）

## 第5章 景観重要建造物及び 景観重要樹木の指定方針

地域のシンボルとなる建造物や樹木の、維持・保全、活用を図り、後世へ継承するため、その対象となるものの指定方針を示します。

## 第5章 景観重要建造物及び 景観重要樹木の指定方針

地域のシンボルとなる建造物や樹木の、維持・保全、活用を図り、後世へ継承するため、その対象となるものの指定方針を示します。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第4号)

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第4号)

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

地域のシンボルとなる建造物や樹木は、地域の個性を活かした良好な景観形成の核となるものであり、そのような地域のシンボルとなる建造物や樹木は、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、その維持・保全、活用を図り、次代へ継承します。

地域のシンボルとなる建造物や樹木は、地域の個性を活かした良好な景観形成の核となるものであり、そのような地域のシンボルとなる建造物や樹木は、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、その維持・保全、活用を図り、次代へ継承します。

本市では、多くの市民に親しまれている建造物や樹木で、道路やその他公共の場所から誰もが容易に眺めることが出来るものを対象とし、景観重要建造物と景観重要樹木の指定方針を以下のように定めます。

本市では、多くの市民に親しまれている建造物や樹木で、道路やその他公共の場所から誰もが容易に眺めることが出来るものを対象とし、景観重要建造物と景観重要樹木の指定方針を以下のように定めます。

■景観重要建造物

■景観重要建造物

【指定方針】

【指定方針】

- ①地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、地域の個性を活かした良好な景観形成を図る上で重要なもの
- ②地域の歴史や生活文化を継承する景観形成を図る上で重要なもの
- ③地域での共感があり、地域に親しまれ、愛されているもの

- ①地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、地域の個性を活かした良好な景観形成を図る上で重要なもの
- ②地域の歴史や生活文化を継承する景観形成を図る上で重要なもの
- ③地域での共感があり、地域に親しまれ、愛されているもの

■景観重要樹木

■景観重要樹木

【指定方針】

【指定方針】

- ①地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、地域の個性を活かした良好な景観形成を図る上で重要なもの
- ②地域の自然や歴史等を継承する景観形成を図る上で重要なもの
- ③地域での共感があり、地域に親しまれ、愛されているもの

- ①地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、地域の個性を活かした良好な景観形成を図る上で重要なもの
- ②地域の自然や歴史等を継承する景観形成を図る上で重要なもの
- ③地域での共感があり、地域に親しまれ、愛されているもの

<指定樹木>

第1号 浅井の一本桜（ヤマザクラ） 平成28年3月29日指定

## 変更案

### 2. 視点場の設定

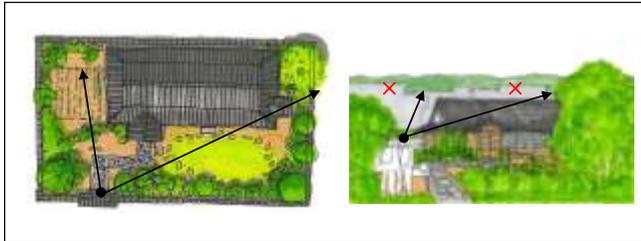
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行う場合、その建造物や樹木の眺望がもっとも良い場所を視点場として設定します。

設定された視点場からの眺望は、景観法に基づく届出において、良好な景観の保全を誘導します。

#### 【景観形成基準】

○建築物や工作物等は景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しない位置に努めること

□視点場の設定



### 3. 指定リスト

#### ■景観重要樹木

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 指定番号       | 第1号                  |
| 名称<br>(樹種) | 浅井の一本桜<br>(ヤマザクラ)    |
| 指定年月日      | 平成28年<br>3月29日       |
| 所在地        | 久留米市山本町<br>耳納 1511-1 |



## 現 行

### 2. 視点場の設定

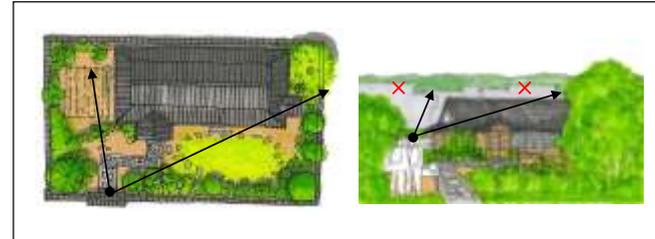
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行う場合、その建造物や樹木の眺望がもっとも良い場所を視点場として設定します。

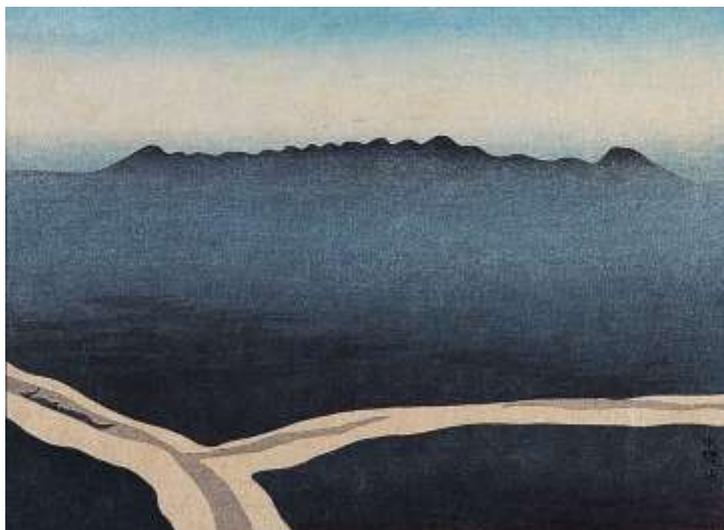
設定された視点場からの眺望は、景観法に基づく届出において、良好な景観の保全を誘導します。

#### 【景観形成基準】

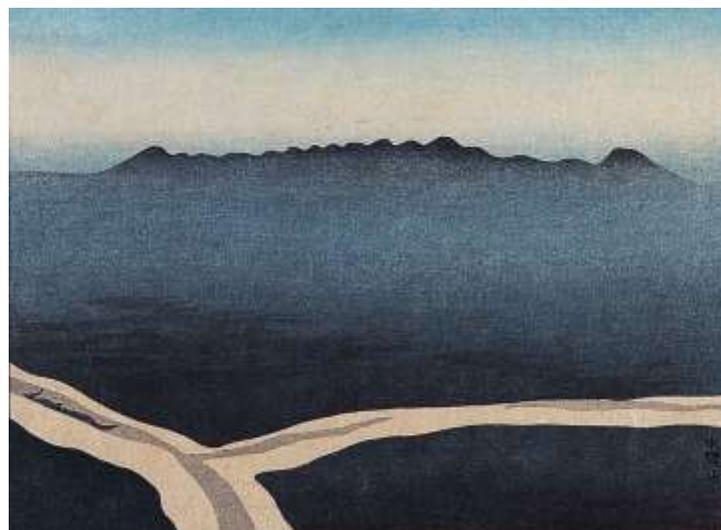
○建築物や工作物等は景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しない位置に努めること

□視点場の設定





水縄山（1918） 坂本 繁二郎  
出典：青木繁・坂本繁二郎生誕120周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）



水縄山（1918） 坂本 繁二郎  
出典：青木繁・坂本繁二郎生誕120周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）

## 第6章 景観重要公共施設

良好な景観形成を先導する公共施設の景観形成の指定方針を示します。

## 第6章 景観重要公共施設

良好な景観形成を先導する公共施設の景観形成の指定方針を示します。

## 第6章 景観重要公共施設

### 1. 景観重要公共施設の指定方針

本市の景観の骨格を形成する公共施設や景観重点地区等に立地する公共施設については、良好な景観形成を先導する重要な役割を持つため、地域の魅力を高める景観資源となるように、施設管理者の同意の上、景観計画に景観重要公共施設として位置づけ、公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成の実現を目指します。

【指定方針】

- ①本市の景観の骨格を形成する景観形成上重要な軸や拠点となっている公共施設
- ②施設の整備に伴って良好な景観を再生・創出するなど、地域の景観形成の先導的な役割を果たす重要な公共施設

### 2. 指定施設

| 分類         | 施設名・路線名 |                | 管理者 |
|------------|---------|----------------|-----|
| 河川         | 筑後川     |                | 国   |
| 道路         | 広域      | 国道3号           | 国   |
|            |         | 国道3号鳥栖久留米道路    | 国   |
|            |         | 国道209号         | 国   |
|            |         | 国道210号         | 国   |
|            |         | 国道210号浮羽バイパス   | 国   |
|            |         | 主要地方道 久留米筑紫野線  | 福岡県 |
|            |         | 主要地方道 浮羽草野久留米線 | 福岡県 |
|            |         | 主要地方道 三潁上陽線    | 福岡県 |
| くるめシンボルロード |         | 国、福岡県、市        |     |

## 第6章 景観重要公共施設

### 1. 景観重要公共施設の指定方針

本市の景観の骨格を形成する公共施設や景観重点地区等に立地する公共施設については、良好な景観形成を先導する重要な役割を持つため、地域の魅力を高める景観資源となるように、施設管理者の同意の上、景観計画に景観重要公共施設として位置づけ、公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成の実現を目指します。

【指定方針】

- ①本市の景観の骨格を形成する景観形成上重要な軸や拠点となっている公共施設
- ②施設の整備に伴って良好な景観を再生・創出するなど、地域の景観形成の先導的な役割を果たす重要な公共施設

#### □景観形成を先導する公共施設



<道路（明治通り）>



<河川（筑後川）>

## 変更案

### 3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

#### (1) 景観重要河川：筑後川

筑後川は、本市を代表する景観資源であり、筑後平野を悠然と流れ、本市を東西に貫流し、古くから人々に様々な恵みを与えてきた本市の景観の骨格を形成している河川です。また、身近に水を感じることで、市民の憩いの場としての機能も有しています。そのため、筑後川においては、「筑後川水系河川整備基本方針」及び「筑後川水系河川整備計画」及び以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を推進します。

##### 【整備方針】

- ①地域に親しまれ筑後川特有の歴史的景観を創り出してきた井堰、渡し跡、荒籠等については、治水利水計画上支障のない範囲で保全に努めること。
- ②多くの人々が河川景観を眺め、親しめるよう、景観スポット（視点場）の整備や市民の健康増進のためのレクリエーション施設の整備、自転車道整備、親水空間整備等に努めること。
- ③河川空間に容易にアクセスでき、安全・円滑に通行ができる堤防道路の整備に努めること。
- ④堤防沿いの季節の花木の保全や並木の形成など、治水上支障のない範囲で花木による良好な河川景観の形成に努めること。
- ⑤河川管理施設や橋梁、道路付属物、公園管理施設、工作物等については、筑後川の自然環境との調和に配慮した形態・意匠・色彩等とし、サイン等は統一したデザインとなるように努めること。
- ⑥地域に親しまれている貴重な動植物の生息・生育する箇所については、その生態系の保全に努めること。



<河川（筑後川）>

## 現 行

### 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

#### (1) 景観重要河川：筑後川

筑後川は、本市を代表する景観資源であり、筑後平野を悠然と流れ、本市を東西に貫流し、古くから人々に様々な恵みを与えてきた本市の景観の骨格を形成している河川です。また、身近に水を感じることで、市民の憩いの場としての機能も有しています。そのため、筑後川においては、「筑後川水系河川整備基本方針」及び「筑後川水系河川整備計画」及び以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を推進します。

##### 【整備方針】

- ①地域に親しまれ筑後川特有の歴史的景観を創り出してきた井堰、渡し跡、荒籠等については、治水利水計画上支障のない範囲で保全に努めること。
- ②多くの人々が河川景観を眺め、親しめるよう、景観スポット（視点場）の整備や市民の健康増進のためのレクリエーション施設の整備、自転車道整備、親水空間整備等に努めること。
- ③河川空間に容易にアクセスでき、安全・円滑に通行ができる堤防道路の整備に努めること。
- ④堤防沿いの季節の花木の保全や並木の形成など、治水上支障のない範囲で花木による良好な河川景観の形成に努めること。
- ⑤河川管理施設や橋梁、道路付属物、公園管理施設、工作物等については、筑後川の自然環境との調和に配慮した形態・意匠・色彩等とし、サイン等は統一したデザインとなるように努めること。
- ⑥地域に親しまれている貴重な動植物の生息・生育する箇所については、その生態系の保全に努めること。

変更案

現行

**(2) 景観重要道路：広域（国道3号、国道3号鳥栖久留米道路、国道209号、国道210号、国道210号浮羽バイパス、主要地方道 久留米筑紫野線、主要地方道 浮羽草野久留米線、主要地方道 三潞上陽線）**

国道3号・国道3号鳥栖久留米道路・国道209号・国道210号・国道210号浮羽バイパス・(主)久留米筑紫野線・(主)浮羽草野久留米線・(主)三潞上陽線は、本市のみならず、広域的に連続した景観として捉えられる道路であり、「筑後川流域景観計画」「矢部川流域景観計画」、「うきは市景観計画」においても景観重要道路として指定されたり、候補とされています。そのため、これら広域道路においては、以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を推進します。

**【整備方針】**

- ① 景域ごとの景観特性との調和に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、事業区域等や事業時期、事業主体等の違いに関わらず、境界部でのつながりに違和感を感じさせない仕様となるように努める。
- ② 筑後川・宝満川に架かる橋梁等については、周囲に溶け込む形態意匠や色彩となることが望まれる場合や地域のシンボルやランドマークとなることが望まれる場合があるため地域住民や NPO 等、地元市町等の意見の反映や専門家による助言等による景観形成に努める。
- ③ 広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い連続して変化する景観（シークエンス景観）の形成に配慮する。



景観重要道路（広域）の路線図



<(主)久留米筑紫野線 神代橋>



<くろめシンボルロード>

## 変更案

## 現行

### 景観重要道路：くるめシンボルロード

本市の玄関口である JR 久留米駅、西鉄久留米駅を繋ぐ通り、「くるめシンボルロード」は、本市の代表となる通りです。そこで、この通りを安全で快適な移動空間及び賑わいを創出する空間とし、通りの個性や魅力の更なる向上を図っていく必要があります。そのため、くるめシンボルロードにおいては、「くるめシンボルロード整備基本構想」及び以下の整備方針に基づき、良好な景観形成を推進します。

#### 【整備方針】

- ① 県南の中核都市に相応しい品格ある通りの形成を図るため、舗装のデザインや道路施設、工作物等の形態・意匠・色彩等についてデザイン統一化を図る修景整備に努めること。
- ② 本市の豊かな自然を象徴する緑豊かな並木の形成及び憩いの場となる緑陰の創出を図るよう、街路樹の植樹などの緑化整備に努めること。
- ③ 中心市街地の移動における歩行者及び自転車の安全性を向上させるよう、自転車と歩行者の移動空間を分離させる自転車走行空間の整備等に努めること。
- ④ 高齢者をはじめ誰もが安全・円滑に通行できるよう、歩道のバリアフリー整備に努めること。
- ⑤ 路線バスのバス待ちの快適性を向上させるとともに都市景観の向上、高齢者等の移動支援を図るよう、利用者の多い主要なバス停に景観に配慮した統一感のあるデザインの上屋、ベンチ等を設置するバス停の高規格化整備に努めること。
- ⑥ 歩行者が、休みながら移動できる休憩の場として、高齢者をはじめとした誰もが快適に移動できる区間毎にベンチ等の休憩施設整備に努めること。
- ⑦ まちなかの賑わいを創出し、人々が楽しみながら回遊できる通りの形成を図るよう、夜間景観を演出する夜間照明の整備や賑わい空間の創出に努めること。
- ⑧ 中心市街地の賑わい・交流の促進を図るよう、十分な歩行空間を確保できる箇所においては、沿道空間と一体的にオープンカフェなどのイベント等を実施できる活動支援の空間整備に努めること。



景観重要道路(くるめシンボルロード)の路線図



篠山城址の桜（1930） 松田諦晶  
 出典：青木繁・坂本繁二郎生誕120周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）

篠山城址の桜（1930） 松田諦晶  
 出典：青木繁・坂本繁二郎生誕120周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）

## 第8章 景観形成推進事業

## 第8章 景観形成推進事業

効果的に景観形成を進めていくための戦略的な事業を示します。

効果的に景観形成を進めていくための戦略的な事業を示します。

## 変更案

### 第8章 景観形成推進事業

久留米らしい景観形成を推進していくために、景観形成推進事業を設定し、良好な景観形成の推進に取り組みます。景観形成推進事業は、市内部及び関係行政機関との連携を図り、事業の推進を図ります。

#### 1. 景観重点地区策定事業

##### (1) 景観重点地区の考え方

景観計画区域の中でも本市の有する景観特性が象徴的に現れ、地区特性を活かした良好な景観の形成を図る必要がある地区については、景観形成上重要な地区として景観重点地区に指定し、本市の景観形成の推進を行います。

景観重点地区は以下の指定方針に基づき、地元との協議を踏まえ定めていきます。

##### □指定方針

- ①本市の景観形成上、重要な景観資源と一体的に景観形成を推進する必要がある地区
- ②地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地区
- ③新規の公共事業や公共施設の改修などとあわせて、一体的な景観形成の取り組みが期待できる地区。
- ④その他、良好な自然の保全、歴史・文化の継承、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地区

#### 2. 視点場整備事業

自然や歴史・文化、都市の様々な景観資源への眺望や画家等の描いた絵になる風景の場所に配慮した視点場の整備を行い、本市の景観形成の推進を行います。視点場の整備においては、既存の視点場の再整備、筑後川沿いなどの新規の視点場の整備、アクセス道路や駐車場等の整備が考えられます。

また、視点場の整備に合わせ、本市の景観を形成している多様な景観資源における歴史や文化を発見・共有するために、景観を構成する場所、建造物、樹木等の歴史などがわかる説明版を整備します。



視点場整備イメージ（仙台市）



絵画の視点場整備イメージ（ドレスデン）

## 現行

### 第8章 景観形成推進事業

久留米らしい景観形成を推進していくために、景観形成推進事業を設定し、良好な景観形成の推進に取り組みます。景観形成推進事業は、市内部及び関係行政機関との連携を図り、事業の推進を図ります。

#### 1. 景観重点地区策定事業

##### (1) 景観重点地区の考え方

景観計画区域の中でも本市の有する景観特性が象徴的に現れ、地区特性を活かした良好な景観の形成を図る必要がある地区については、景観形成上重要な地区として景観重点地区に指定し、本市の景観形成の推進を行います。

景観重点地区は以下の指定方針に基づき、地元との協議を踏まえ定めていきます。

##### □指定方針

- ①本市の景観形成上、重要な景観資源と一体的に景観形成を推進する必要がある地区
- ②地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地区
- ③新規の公共事業や公共施設の改修などとあわせて、一体的な景観形成の取り組みが期待できる地区。
- ④その他、良好な自然の保全、歴史・文化の継承、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地区

#### 2. 視点場整備事業

自然や歴史・文化、都市の様々な景観資源への眺望や画家等の描いた絵になる風景の場所に配慮した視点場の整備を行い、本市の景観形成の推進を行います。視点場の整備においては、既存の視点場の再整備、筑後川沿いなどの新規の視点場の整備、アクセス道路や駐車場等の整備が考えられます。

また、視点場の整備に合わせ、本市の景観を形成している多様な景観資源における歴史や文化を発見・共有するために、景観を構成する場所、建造物、樹木等の歴史などがわかる説明版を整備します。



視点場整備イメージ（仙台市）



絵画の視点場整備イメージ（ドレスデン）

## 変更案

### 3. くるめシンボルロード整備事業

JR 久留米駅から西鉄久留米駅までの通りは、本市の中心部を横断し、多くの市民や観光客が往来する本市のシンボルとなる通りであります。そのため、この通りをくるめシンボルロードとして、**景観重要公共施設に指定し**、街路樹などの公共施設整備や賑わいを演出するためにオープンスペースの活用などを行い、本市の景観形成の推進を行います。



くるめシンボルロード（明治通り）

## 現 行

### 3. 景観シンボルロード整備事業

JR 久留米駅から西鉄久留米駅、石橋文化センターまでの通りは、本市の中心部を横断し、多くの市民や観光客が往来する本市のシンボルとなる通りであります。そのため、この通りを景観シンボルロードとして、街路樹などの公共施設整備や賑わいを演出するためにオープンスペースの活用などを行い、本市の景観形成の推進を行います。



景観シンボルロード（明治通り）



景観シンボルロード整備イメージ